

委員会提出議案第10号

亀山市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年12月18日提出

提出者

議会運営委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 前田耕一様

別紙

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会規則第 号

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会会議規則（平成17年亀山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第86条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。